

「第三者行為による傷病(事故)届」の提出について

1. 第三者加害行為とは

あなた及び、被扶養者が他人により負傷させられたときのことを言います。

(例) 交通事故(同乗中、自転車や歩行者等の事故も含む)、暴力行為、スキー等の事故、建物等管理不備による事故、他人の飼犬による咬傷事故等。

2. 治療費等について

第三者行為で負傷した場合の治療費は、加害者が当然負担すべきものです(但し、過失の程度により負担額が変動します)が、その治療を健康保険で受けた場合、医療機関に支払う治療費を加害者に代わって当健保組合が立替をします。健康保険法第57条により当健保組合が損害賠償の請求権を取得します。これにより、当健保組合が負担した治療費は直接加害者又は自賠責保険会社等に求償します。

3. 損害賠償の求償について

治療終了等により当健康保険組合が自賠責保険会社等に求償する際、必要な診療報酬明細書(レセプト)の写しを添付することにより、この傷病(事故)届の提出をもって同意したものとさせていただきます。(個人への求償に際しては、レセプトの写しの添付はいたしません。)

4. 傷病(事故)届について

健康保険で治療を受けたとき、または受けようとするときは必ず傷病(事故)届を当健康保険組合に提出することが、健康保険法規則第65条により義務づけられています。提出しない場合には健康保険からの療養の給付を制限いたします。

5. 傷病(事故)届の提出の際、次の書類を必ず添付してください。

(イ) 事故発生状況報告書

- ・相手方を甲(加害者)、ご自分を乙(被害者)としてご記入いただき、自分の過失割合が大きく、加害者となる場合であっても同様です。

(ロ) 警察の事故証明書(交通事故証明書/人身事故証明書)

- ・交通事故証明書は「自動車安全運転センター」にて請求できます。

(所在地の警察署にお問合せ下さい。)

- ・事故種別が「物損事故」の場合、別途「人身事故証明書入手不能理由書」を提出いただく場合がございます。

(ハ) 誓約書(加害者用)

- ・相手方加入の保険会社の記載でも可

(ニ) 同意書(兼誓約書) (被保険者、被扶養者記載用)

(ホ) 示談をしているときは、または、したときは示談書の写し

(ヘ) その他

6. 示談について

事故後すぐに、若しくは治療継続中に示談をしてしまいますと示談後の治療費は当健康保険組合の負担とならず、あなたご自身の負担となりますので、示談する場合は必ず当健康保険組合に連絡のうえ、承諾を得てから行うようにしてください。なお、ご不明な点や質問等がありましたら、下記までご連絡ください。

〒594-0071

大阪府和泉市府中町2-1-2

生長会健康保険組合

TEL:0725-46-7710